

資料 3-3 生活環境の保全に関する環境基準（海域その1）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度（pH）	化学的 酸素要求量 （COD）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数 nヘキサン 抽出物質 （油分等）	
A	水産1級浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以下	1,000MPN/ 100ml以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下		検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以下		

- 註 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料 3-4 生活環境の保全に関する環境基準（海域その2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
II	水産1種 水浴及びIIIの欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
III	水産2種及び IVの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

- 註 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度